

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

| | | | |
|---------|---|---------------|---------------|
| 法令名 | 社会福祉法 | 法令の番号 | 昭和26年法律第45号 |
| 許認可等の種類 | 施設を設置しない第1種社会福祉事業の許可 | 根拠条項 | 第67条第2項 |
| 審査基準 | <p>国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、施設を設置しない第1種社会福祉事業を經營しようとする場合の許可は、第67条第4項で、第62条第4項に掲げる基準により審査することとされている。したがって、「施設を設置する第1種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。</p> | | |
| | 受付機関 長寿社会課 | 処理機関 長寿社会課 | 交付機関 長寿社会課 |